

一般社団法人照明学会 代議員の選出に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人照明学会の定款に基づき、一般社団法人照明学会の代議員の選出について規定し、代議員の公平かつ公正に選出することを目的とする。

(代議員の構成)

第2条 代議員は、第4条の候補者の中から、正会員、専門会員、名誉会員、終身会員（以下、「正会員等」と言う）による選挙で選出された者をもって構成する。

(代議員の選出)

第3条 代議員選出に関する以下の第4条から第18条の選挙の実施及び管理は、定款第11条7項に定める選挙管理委員会において行う。

(候補者の決定)

第4条 代議員候補者は、本会の各種事業等について推進的役割を持つ正会員等の中から、次の基準により本人の承諾を得たうえで選挙実施年度の12月までに決定する。

(1) 各分科会から推薦された者

(2) 各支部から推薦された者

2. 正会員等の推薦者5名を付して代議員となることを申し出た者は代議員候補者とする。本項による代議員候補者の募集は10月に会告する。

(代議員候補者の公示)

第5条 前条による代議員候補者は、その氏名、及び所属機関がある者はその所属機関名と役職名を同年度の2月に公示する。

(代議員資格の取得・選任)

第6条 前条により公示された代議員候補者に対して、同年度の2月に、正会員等による選挙を行い、適任と認める票を有効投票の過半数獲得した者の中から、適任と認める得票数の多い順に定員枠（最大110名）に入る最大の人数の者を代議員として選出する。なお、得票同数の場合は正会員等であった期間の長い者の順とする。選出された代議員の氏名、及び所属機関がある者はその所属機関と役職名を4月に公示する。

2. 前項に係わらず、候補者数が定員枠以下である場合は、立候補者全員を無投票当選とすることができる。

3. 代議員に欠員が生じた場合に備えて、得票数の順位（得票同数の場合は前項と同様の順）による次点者、次々点者以降（以下、「次点者等」という）を選定する。

(任期)

第7条 代議員の任期は、選任年の4月1日から翌々年の3月31日までの2年とし、原則として2期を上限とする。なお、任期中に定款第8条、第9条、第10条のいずれかの事由によって会員資格を喪失した場合は、代議員の資格は喪失する。

(補欠選挙)

第8条 代議員に欠員が生じた場合、代議員総数が70名以上である場合は、次の代議員選挙まで補充しない。

2. 代議員総数が、69名以下となる場合は、次点者等から補充し、次点者等がない場合は補欠選挙を行うことができる。補欠選挙の実施については理事会で決定する。
3. 次点者等あるいは補欠選挙による代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(選挙細則)

第9条 候補者名簿を作成する。

2. 候補者名簿には、候補者氏名を五十音順に配列記載し、かつ勤務先がある候補者はその勤務先と所属・役職名を付記する。

第10条 投票は書面または電磁的方法により行う。

第11条 投票用紙に記載する候補者氏名およびその順序は候補者名簿と同じとする。

第12条 投票用紙は、候補者名簿とともに2月中に正会員等に1部ずつ送付する。

第13条 投票は無記名とする。

第14条 記入済の投票用紙は、指定期日までに事務局に到着するように送付することを要する。

第15条 選挙管理委員会は、前条により送付された投票用紙を整理し保管する。

第16条 開票には、選挙管理委員会が指名する立会人を要する。

第17条 次の各項のいずれかに該当する投票は無効となる。

- ア. 正規の投票用紙を用いないもの。
- イ. 記入内容の確認が困難なもの。

第18条 前条によるほか、投票の効力に疑義のあるものについては、第16条による立会人が判定する。

(規程の改廃)

第19条 この規程の改廃は理事会が行う。

(経過措置) 一般社団法人への移行申請後、本規程による選挙を、申請年度末の2月に実施し、代議員当選者を選出する。

附 則

1. この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人設立の登記の日から施行する。

2. 一般社団法人移行登記後、本規程による最初の代議員が選任されるまでの間の代議員について、以下のように定める。

- (1) 社団法人照明学会平成23年10月25日 臨時総会にて停止条件付決議を経た本規程による代議員選挙を予め実施し、選出された代議員当選者を、本規程施行後の代議員とする。
- (2) 予め実施する代議員選挙の日程等は、第3条、第4条、第5条、第6条、第12条等に係らず、理事会において別途定め公示する。

改訂の沿革

- ・平成23年5月26日 制定
- ・平成23年9月21日 改正 第4条の「退任後2年以内の前役員」及び「その他理事会が推薦する者」を削除
第6条の定員枠を100から110に、定員枠以下の場合の無投票当選を削除
半数改選に関する規定を削除
- ・平成25年9月17日 改正 第6条第2項に定員枠以下である場合の無投票当選の規定を追加

《補足説明》

●平成23年9月21日に無投票当選を削除した理由

内閣府公益認定等委員会の「代議員制」に関する見解及び「無投票当選」に関する見解が確定しておらず、移行申請に際して無用な混乱を避けるため本規程（申請書類に添付が必要）から削除したという経緯がある。

実際には「予め実施する代議員選挙に関する細則」（申請書類に添付せず）において無投票当選に関する規定をし、代議員の選出を行い、また、選挙結果の公示においても無投票当選については触れずに98名の当選のみを発表した。

なお、現時点では代議員制を多くの法人が採用し、また、定足数に満たない場合の無投票当選についても多くの法人がその旨を公表している。